

事務連絡
平成23年6月24日

日本年金機構事業管理部部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に対する加入指導等について

全国建設工事業国民健康保険組合（以下「工事業国保組合」という。）の無資格加入者に対しては、これまで厚生年金等への加入指導等（以下「加入指導等」という。）にご尽力いただき、認定による加入手続き等は平成23年6月末までに進めることとしたところでありますが、加入手続きがなされていない事業主があり、6月末を間もなく迎えることから、下記により、認定による加入手続き等を進め未加入者の解消に努めていただくようお願いいたします。

記

1 加入指導等における留意事項

届出が遅延したことによる保険料の納付の猶予については、「厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成23年5月30日年発0530第4号）により、納付の猶予の取扱いを明確化したところであります。

これにより、加入手続きがなされていない事業主から、保険料を一時に納付することが困難との申し出があり、基準を満たした場合は、納付の猶予が可能であることや、延滞金について軽減されることなどについても、十分説明を行っていただくようお願いいたします。

また、現在交付されている工事業国保組合の被保険者証は、7月以降使用できなくなることから、速やかに手続きを行っていただくよう、指導をお願いいたします。

2 工事業国保組合との連携

厚生労働省では未加入事業所の解消のため、これまで工事業国保組合に対しても指導をしてきましたが、依然として、加入手続きがなされていない事業主もあることから、工事業国保組合の支部又は出張所からも当該事業主に対して加入勧奨を行うよう要請しています。

また、工事業国保組合が入手した有益な情報については、出張所等から年金事務所に対して情報提供いただくこととしていることから、これらの情報を活用し、出張所

等と連携した加入指導等をお願いします。

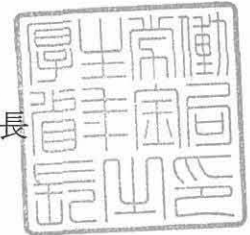
3 未加入事業所に関する分析・報告

やむを得ず6月末までに加入手続きが完了しなかった事業所があった場合には、その理由や着手した進捗状況等を整理し、7月15日までに年金局事業管理課あてに報告していただくようお願いいたします。

年発0530第3号
平成23年5月30日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



厚生年金保険料等の納付の猶予について

標記について、平成23年3月24日年発0324第4号にて「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」の通知を行ったところであるが、一般、国税通則法第46条第2項、同条3項に規定する納付の猶予について、別添のとおり「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」を定めたので遺漏なきよう取り扱われたい。

厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領

厚生労働省年金局事業管理課

—目次—

I	はじめに	3
II	通常の納付の猶予（国税通則法第46条第2項）	3
III	届出が遅延したことによる納付の猶予（国税通則法第46条第3項）	9
IV	納付の猶予後における滞納処分等	11
V	納付の猶予の申請手続	12
VI	納付の猶予の取消し又は猶予期間の短縮	15
VII	納付の猶予の期間の延長	17
VIII	納付の猶予の期間満了後の事務処理	18
IX	延滞金の免除	20

別紙 申請様式等

I はじめに

厚生年金保険法第89条、健康保険法第183条、船員保険法第137条並びに児童手当法第22条第1項の規定により準用する国税通則法第46条に定める納付の猶予には、①納付義務者(厚生年金保険法第82条第2項、健康保険法第161条第2項、船員保険法第61条並びに児童手当法第20条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)が災害により、その財産につき相当な損失を受けた場合において、納期限未到来の一定の厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料、船員保険料並びに子ども手当に係る拠出金(以下「保険料等」という。)について認められる納付の猶予(国税通則法第46条第1項。以下「相当な損失を受けた場合の納付の猶予」という。平成23年3月24日付年金局長通知。)、②納付義務者に、災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時に納付することができないときに認められる納付の猶予(同条第2項。以下「通常の納付の猶予」という。)及び③厚生年金保険法第27条、健康保険法第48条、船員保険法第21条ノ2に規定する届出(以下「厚年法第27条等による届出」という。)が遅延した場合において、納付義務者がその一定の保険料等を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予(同条第3項。以下「届出が遅延した場合の納付の猶予」という。)の3種類がある。

この要領は、上記の納付の猶予のうち、「通常の納付の猶予」及び「届出が遅延したことによる納付の猶予」をする場合における要件、金額、期間並びに納付の猶予後における滞納処分等について定めたものである。

II 通常の納付の猶予(国税通則法第46条第2項)

納付義務者が、災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止等をした等の事実(以下「猶予該当事実」という。)があり、猶予該当事実に基づき、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合において、納付義務者の申請に基づき、その納付困難な金額を限度として、1年の範囲内で納付を猶予するものである。

1. 納付の猶予の要件

(1) 要件

納付の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である。

- ① 納付義務者に猶予該当事実があること。
- ② 猶予該当事実に基づき、納付義務者がその納付すべき保険料等(納期限を経過した保険料等に限る。)を一時に納付することができないと認められること。
- ③ 納付義務者から納付の猶予の申請書が提出されていること。
- ④ 「相当な損失を受けた場合の納付の猶予」の適用を受ける場合ではないこと。
- ⑤ 原則として、納付の猶予の申請にかかる保険料等の額に相当する担保の提供があること。

(2) 納付の猶予を受けられる者

納付の猶予を受けられる者は、納付義務者、第二次納付義務者及び保険料等の納付の

保証人とする。

(3) 猶予該当事実

「猶予該当事実」とは、次に掲げる事実をいう。

- ① 納付義務者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。(通則法第46条第2項第1号)

「その他の災害」とは、おおむね次に掲げる事実をいう。

ア. 地すべり、噴火、干害、冷害、海流の激変その他の自然現象の異変による災害

イ. 火薬類の爆発、ガス爆発、鉱害、交通事故、天然ガス採取等による地盤沈下その他の人為による異常な災害

ウ. 病虫害、鳥獣害その他の生物による異常な災害

- ② 納付義務者(国、地方公共団体及び法人の事業所、事務所以外の事業所、事務所に限るものとし、納付義務者と生計を同一にする親族を含む。)が病気にかかり、又は負傷したこと。(通則法第46条第2項第2号)

- ③ 納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したこと。(通則法第46条第2項第3号)

「事業を廃止し、又は休止した」とは、法令の規定、公共事業の施行又は業績の著しい悪化等のやむを得ない理由により、事業の全部又は一部を廃止(転業したものを含む。)又は休止したと認められることをいうものとする。

- ④ 納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたこと。(通則法第46条第2項第4号)

「事業につき著しい損失を受けた」とは、調査日(納付の猶予の始期の前日をいう。)前1年間(以下「調査期間」という。)の損益計算において、調査期間の直前の1年間(「基準期間」という。)の利益金額の2分の1を超えて損失が生じていると認められる場合をいうものとする。

なお、利益金額又は損失金額の算定は、納付義務者が帳簿等を備えていない場合又は帳簿等による調査が困難である場合には、納付義務者からの聞き取りを中心にする等その状況に応じ、妥当と認められる方法により行うものとする。(基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失金額が基準期間の損失金額を超えているとき。)

- ⑤ 上記①から④の一に該当する事実と類する次のような事実があったこと。(通則法第46条第2項第5号)

ア. 詐欺、横領等があったことにより財産を喪失したこと。

イ. 交通事故の損害賠償(使用者責任による場合を含む。)をしたこと。

ウ. 公害の損害補償をしたこと。

エ. 納付義務者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる理由が生じたため、その債務者に対する売掛金等(売掛金のほか、前渡金、貸付金その他これらに準ずる債権を含み、また、これらの債権について受領した受取手形のうち割引かれていない部分の金額及び割引かれているものであっても不渡り等のため買戻しの対象となったものを含む。以下同じ。)の回収が不能又は著しく困難になったと認められること。(従前に比べて決済に要する期間が長期化したと認められる場合を含む。)

a. 居所不明又は無財産になったこと

b. 事業の不振又は失敗により休廃業に至ったこと

- c. 企業担保権の実行手続の開始決定があったこと
 - d. 破産手続開始決定を受けたこと
 - e. 特別清算の開始決定があったこと
 - f. 法律の定めによる整理手続によらないが、債権者集会の協議による債権整理の決定があったこと
 - g. 手形交換所において取引停止処分を受けたこと
 - h. 災害、盗難、詐欺、横領により財産の大部分の喪失があったこと
 - i. 会社更生手続の開始があったこと
 - j. 会社の整理の開始があったこと
 - k. 民事再生法の適用を受けたこと
- オ. 下請企業である納付義務者が、親会社からの発注の減少等の影響を受けたこと、その他納付義務者が市場の悪化等その責めに帰すことができないやむを得ない事由により、従前に比べ事業の操業度の低下又は売上の減少等の影響を受けたこと。

(4) 猶予該当事実と納付困難との関係

- ① 「猶予該当事実に基づき納付することができない」とは、納付義務者に上記(3)に掲げる事実があったことにより、資金の支出又は損失があり、その資金の支出又は損失のあることが保険料等を一時に納付することができない原因となっていることをいう。
- ② 「保険料等を一時に納付することができない」(以下「納付困難」という。)とは、納付義務者に納付すべき保険料等の全額を一時に納付する資金がないこと、又は資金があっても、それによって一時に納付した場合には、事業の継続に著しい支障が生ずると認められることをいう。この場合において、納付困難であるかどうかは、別添「納付能力調査実施要領」の現在納付能力調査に基づき判定するものであること。

(5) 相当な損失を受けた場合の納付の猶予との関係

「相当な損失を受けた場合の納付の猶予」を受けている納付義務者が被害に起因して、その納付の猶予期間内に当該猶予に係る保険料等の金額の全部又は一部を納付することができないと認められるときは、この要領により、通常の納付の猶予を受けることができる。

(6) 担保の提供及び徴取

① 担保を徴する場合

納付の猶予をする場合には、後記②に掲げる場合を除き、納付の猶予に係る保険料等の額に相当する担保を徴取しなければならない。

この場合において、納付の猶予に係る保険料等について、滞納処分により差押えた財産があるときは、その担保の額は、納付の猶予をする保険料等の額から差押えた財産の価額(当該財産のうち、保険料等への充当見込み額に限る。)を控除した額を限度とする。

② 担保を徴しないことができる場合

次のいずれかに該当する場合には、担保を徴しないこととして差支えない。

ア. 納付の猶予の申請に係る保険料等の額が50万円以下である場合

イ. 担保を徴することができない特別の事情がある場合

「担保を徴することができない特別の事情がある場合」とは、概ね次に掲げる場合をいう。

a. 通則法第50条各号(担保の種類)に掲げる担保がない場合

例: 国債及び地方債、社債、土地、建物等不動産、財団債権、保証人等

b. 担保を徴することにより、事業の継続等に著しい支障を与えると認められる場合

ウ. 納付委託に係る有価証券の提供により、納付の猶予に係る保険料等につき担保の提供の必要がないと認められる場合

「必要がないと認められる場合」とは、納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなる恐れが全くないため、委託に係る保険料等が確実に徴収できると認められるとき等をいうものとする。

(注) この場合における、「最近」とは、納付委託を受ける日前概ね6ヶ月以内をいうものとする。

③ 担保の種類

ア. 土地

イ. 建物、立木、登記される船舶、登録を受けた飛行機、回転翼航空機、自動車並びに登記を受けた建設機械で保険に付したもの

(注1) 保険には、保険料又は共済掛金が月払いのものは含まれない。

(注2) 担保財産に付すべき保険の金額は、その担保される保険料等の額を下回ってはならないものとする。

ウ. 保証人の保証(金融機関その他の保証債務を果たすための資力が十分であると認められる者等であって、その者の財産及び収入の状況等を総合的に勘案し、その者に対して滞納処分を執行した場合に、保証に係る保険料等の全額を徴収することが可能であると認められるかどうかの観点に立って判断するものとする。)

エ. 上記アからイ以外で担保として確実なもの

(例)

- ・ 国債及び地方債
- ・ 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)、財団財産

2. 納付の猶予をする金額

(1) 納付の猶予をする金額及びその調査

納付の猶予をする金額は、猶予該当事実に基づく支出又は損失の合計額(現在納付能力調査によって判定した納付困難と認められる金額がその金額を下回る場合には、当該納付困難と認められる金額)を限度とする。このため、納付の猶予の申請があった場合には、調査日現在における猶予該当事実に基づく支出又は損失金額(以下「猶予該当資金」という。)を把握するための調査を行うものとする。

なお、調査日現在における調査が困難な場合には、適宜調査日現在の状況を推定して差し支えない。

また、納付義務者が帳簿等を備えていないなど帳簿等の調査が困難な場合には、納付義務者から聞き取りを行うなどの方法によって行うものとする。

(2) 猶予該当資金の範囲

① 共通事項

ア. 猶予該当資金は、原則として猶予該当事実が発生した日から調査日までの期間におけるものを認めるものとする。

イ. 後記②に掲げるもののほか、猶予該当事実があったことにより、事業の全部又は一部の休止を余儀なくされた場合には、当該休止に伴い減少したと認められる利益の額に相当する金額を認めるものとする。この場合には、後記②において猶予該当事実ごとに掲げてある個々の資金の支出又は損失金額と重複して計算しないものとする。

また、猶予該当資金のうち、通則法第46条第2項各号の2つ以上の事由に該当するものがある場合には、それぞれの金額を重複して計算することのないよう取り扱うものとする。この場合において、いずれの事実該当するものとして取り扱うかについては、納付義務者に有利になるよう措置するものとする。

ウ. 猶予該当事実に基づき、調査日までに受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を資金の支出又は損失金額から控除する。

ただし、納付義務者が請求することのできる保険金、補償金、賠償金等で調査日までに受領していないものについては、猶予該当資金からは控除しないものとする。

エ. 調査の結果、猶予該当資金がある場合には、その資金の額が前記1の(4)の納付困難の原因となっているものとして取り扱う。

② 猶予該当事実ごとの猶予該当資金の範囲

猶予該当資金として認められる範囲は次のとおりとする。

ア. 納付義務者が、その財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかった場合の猶予該当資金は、災害又は盗難に基づく現実の損失金額の合計額とし、次により計算するものとする。

a. 災害又は盗難を受けた財産が流動資産である場合には、その災害又は盗難による損失金額、例えば、災害を受けた商品の災害時における再仕入価額又は製造原価に相当する金額とする。ただし、対象となる商品が膨大である等のため、これによりがたい場合には、災害又は盗難を受けた時期に近接する時期の財務諸表等に計上されている価額を参考とすること。

b. 災害又は盗難を受けた財産が固定資産である場合には、その財産を原状回復するために必要な復旧費の金額又は代替財産を取得するために調査日までに支出した金額及び調査日後支出する見込みの金額とする。

c. 災害又は盗難に基づいて出費を余儀なくされるもので、例えば災害を受けた財産の取り壊し費、整理費及び消防費等の出費がある場合には、間接的な損失金額として認めるものとする。

d. 猶予該当事実が調査日から1年以上前にあり、それに伴って調査日から1年以上前

に現実に支出した金額があるときは、その金額が借入れによって調達されたことが確認される場合であって、かつ、その借入金が調査日前1年以内に返済され、又は調査日後返済され若しくは返済される見込みの場合に限り、その返済された、又は返済見込みの金額だけを認めるものとする。

イ. 納付義務者等が病気にかかり、又は負傷した場合の猶予該当資金は、病気又は負傷に要する医療費及び病気又は負傷があったことにより支出を余儀なくされる費用で、調査日までに支出した金額及び調査日後支出する見込みの金額のうち申請に係る納付の猶予の期間中に支出される見込みの金額とする。

ただし、病気又は負傷が調査日から一年以上前にあり、それに伴って調査日から一年以上前に現実に支払った金額がある場合には、前記アのdに準じて取り扱う。

ウ. 納付義務者とその事業を廃止し、又は休止した場合の猶予該当資金は、事業の廃止又は休止に基づく概ね次に掲げる金額(調査日前1年以内のものに限る。)とする。

なお、調査日後支出する見込みの金額がある場合には、その金額のうち申請に係る納付の猶予期間中に支出する見込みの金額を猶予該当資金として取り扱うものとする。

- a. 在庫品の投売等原価を割って売却した場合は、その損失金額
- b. 機械、設備等を廃棄又は処分した場合は、その損失金額
- c. 売掛金等で回収困難となった金額
- d. 従業員を解雇又は一時帰休させるために支払った退職金又は一時手当等の金額
- e. 転業等のためのやむを得ない支出

エ. 納付義務者とその事業につき著しい損失を受けた場合の猶予該当資金は、前記1の(3)の④に掲げる「事業につき著しい損失を受けたこと」による事実の判定方法に応じ、当該著しい損失に当たるかどうかの認定基準とした金額を超えた部分の損失の額に相当する金額とする。

オ. 納付義務者に災害、盗難又は病気、負傷に類する事実があった場合の猶予該当資金は、その事実に応じて生じた支出又は損失金額について、前記ア又はイに準じて算定する。

なお、売掛金等の回収が不能又は著しく困難になった場合については、調査日における当該不良売掛金等の金額から、調査日における総売掛金等の金額の100分の5相当額を控除した残額に相当する金額とする。

カ. 下請企業である納付義務者が、親会社からの発注の減少等の影響を受けたこと、その他納付義務者が市場の悪化等その責めに帰すことができないやむを得ない事由により、従前に比べ事業の操業度の低下又は売上の減少等の影響を受けた場合の猶予該当資金は、当該減少した売上金額等に見合う売上総利益に相当する金額とする。

3. 納付の猶予をする期間

(1) 猶予期間

納付の猶予をする期間は、1年以内で、納付の猶予の対象となる保険料等を納付できると認められる最短期間とする。

この場合における猶予期間の始期は、納付の猶予の申請書に記載された日とするが、その日が不適当と認めるときは、別にその始期を指定することができるものとする。

また、具体的な猶予期間及び猶予期間中における毎月の納付予定金額等については、別添「納付能力調査実施要領」の見込納付能力調査の結果に基づくものとする。なお、猶予期間の始期は、猶予該当事実が生じた日前に遡ることができない。

(2) 1年以内に完結が見込めない場合の取扱い

納付能力調査の結果、納付の猶予をしようとする保険料等の完納までに要する期間が1年を超えると認められる場合において、納付義務者の資力の状況等から判断し、納付の猶予をすることにより徴収上著しい支障を来すおそれがないと認められるときは、1年間について納付の猶予を行うものとする。

(注) 上記により納付の猶予をする場合には、その納付が1年を超える部分の保険料等は、猶予期間の最終日に納付予定としておくものとする。

(3) 猶予期間の延長

猶予期間の延長については、後記Ⅶに定めるところによる。

Ⅲ 届出が遅延したことによる納付の猶予(通則法第46条第3項)

厚年法第27条等による届出が遅延したことにより遡及した月分に係る保険料等の納付義務が発生し、遡及した各月分の保険料等の法定納期限の翌日から起算して1年を経過した月分の保険料等について、一時に納付することができないと認められるときに納付義務者の申請に基づき、その納付困難な金額を限度として、1年の範囲内で保険料等の納付を猶予するものである。

1. 納付の猶予の要件

(1) 要件

届出が遅延したことによる納付の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である。

- ① 納付義務者に厚年法第27条等による届出が遅延したことにより遡及した月分の保険料等の納付義務が発生し、遡及した各月分の保険料等の法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後に納入告知書の送達があった場合における当該遡及した月分の保険料等があること。

(例) 新規適用届、資格取得届が遡及して届出がなされた場合

新規適用届、資格取得届の届出日 平成23年1月15日

新規適用年月日、資格取得年月日 平成21年1月1日

保険料等の納入告知書の送達日 平成23年2月20日

猶予が認められる保険料等月 平成21年1月分から12月分の保険料等

- ② 納付義務者がその納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められること。
- ③ 納付義務者から保険料等の納期限(当該保険料等の納入告知書の納付期限)までに納付の

猶予の申請書が提出されていること。

(注) 納付の猶予の申請書が納期限までに提出されなかったことについて、厚生労働大臣がやむを得ない理由があると認める場合には、納期限後に当該申請書が提出されたときにおいても、納付の猶予を認めることができる。この場合における「やむを得ない理由」とは、納付の猶予を納期限までに提出できなかった理由が、震災、風水害等による災害、交通事故等人為による異常な災害があったことその他納付義務者の責めに帰すことができないと認められるやむを得ない理由をいう。

④ 原則として、納付の猶予の申請にかかる保険料等の額に相当する担保の提供があること。

(2) 納付の猶予を受けることができる者

届出が遅延したことによる納付の猶予を受けることができる者は、納付義務者、第二次納付義務者及び保険料等の納付の保証人とする。

(3) 納付困難

「保険料等を一時に納付することができない」(以下「納付困難」という。)とは、納付義務者に納付すべき保険料等の全額を一時に納付する資金が無いこと、又は資金があっても、それによって一時に納付した場合には、納付義務者の事業の継続又は生活の維持に著しい支障が生ずると認められることをいう。この場合において、納付困難であるかどうかは、別添「納付能力調査実施要領」の現在納付能力調査に基づき判定するものとする。

また、納付困難な金額の判定に当たっては、資格取得届等の届出が遅延したこととの因果関係を考慮する必要はないことに留意する。

(4) 担保の提供及び徴取

担保の提供及び徴取については、Ⅱの1の(6)と同様である。

2. 納付の猶予をする金額

納付の猶予をする金額は、調査日現在において納付困難と認められる金額とする。(前記1の(3)「納付困難」参照。)

3. 納付の猶予をする期間

(1) 猶予期間

納付の猶予をする期間は、1年以内で、納付の猶予の対象となる保険料等を納付することができると思えられる最短期間とする。この場合における猶予期間の始期は、納付の猶予を受けようとする保険料等の納期限の翌日とする。

また、具体的な猶予期間及び猶予期間中における毎月の納付予定金額等については、別添「納付能力調査実施要領」の見込納付能力調査の結果に基づくものとする。

(2) 1年以内に完結が見込めない場合の取扱い

見込納付能力調査の結果、納付の猶予をしようとする保険料等の完納までに要する期間が1年

を超えると思えられる場合において、納付義務者の資力の状況等から判断し、納付の猶予をすることにより徴収上著しい支障を来すおそれがないと思えられるときは、1年間について納付の猶予を行うものとする。

(注) 上記により納付の猶予をする場合には、その納付が1年を超える部分の保険料等は、猶予期間の最終日に納付予定としておくものとする。

(3) 猶予期間の延長

猶予期間の延長については、後記Ⅶに定めるところによる。

Ⅳ 納付の猶予後における滞納処分等

1. 督促及び滞納処分の禁止

納付の猶予の期間中は、その猶予に係る保険料等について、新たに督促及び滞納処分をすることができない。

ただし、交付要求(参加差押書による交付要求を除く。)は、猶予期間中であってもすることができるものであること。

2. 滞納処分の禁止の例外

納付の猶予に係る保険料等につき差押をした財産のうち、天然果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは第三債務者等のある無体財産権等があるときは、その取得した天然果実又は第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭以外のものにつき、滞納処分を執行し、その換価代金等をその猶予にかかる保険料等に充てることができる。

なお、第三債務者等が任意に履行しない場合においては、第三債務者等に対して、支払い命令の申立て、強制執行等による強制的な履行は猶予期間中、原則として行わないものとする。

3. 差押えの解除

納付の猶予をした場合において、その猶予に係る保険料等につき、既に滞納処分により差押えた財産があるときは、その納付義務者の申請に基づき、差押えを解除することができる。

差押えを解除することができるのは、概ね次に掲げる場合である。

- (1) 担保の価額と差押財産の処分予定価額との合計額が納付の猶予に係る保険料等の金額を著しく超過することとなった場合
- (2) 差押えを継続することにより、納付義務者の事業等の継続又は生活の維持に著しい支障があると認められる場合
- (3) 納付委託に係る有価証券の提供により、納付の猶予に係る保険料等の徴収が確実であると認められる場合
- (4) 納付の猶予に係る保険料等の額が比較的少額で、かつ、納付義務者の誠意及び資力の状況等から判断して、差押えを解除することとしても徴収上支障がないことが明らかであると認められる場合

4. 時効の停止

納付の猶予に係る保険料等の徴収権の時効は、その猶予がなされている期間内は進行しない。

V 納付の猶予の申請手続き

納付義務者が納付の猶予を受けようとする場合には、所要の事項を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予申請書」(猶予様式第1号)を年金事務所長に提出し、日本年金機構(以下「機構」という。)ブロック本部、機構本部(以下「機構本部等」という。)を経由して厚生労働大臣に申請する。

1. 申請書の記載事項

申請書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 保険料等の年度、月分、納期限、科目及び保険料等の金額
- (2) (1)の保険料等のうち納付の猶予を受けようとする金額
- (3) 納付の猶予を受けようとする期間
- (4) 納付の猶予を受けようとする理由
- (5) 猶予期間中における納付計画
- (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を越える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)、その他担保に関して参考となるべき事項又は担保を提供することができない特別の事情

2. 申請書の添付書類

- (1) 担保提供書又は保証人による納付保証書
- (2) 納付能力調査のため必要となる帳簿類の写し
(例:決算書、総勘定元帳、毎月の資金繰表等)
- (3) 「届出が遅延したことによる納付の猶予」の申請をやむを得ない理由により、その保険料等の納期限後に行う場合には、その理由書
- (4) 不動産を担保とする場合は、不動産登記簿謄本及び印鑑証明書(3ヶ月以内)

3. 納付の猶予の申請があった場合の年金事務所の事務処理

(1) 申請書の審査等

年金事務所長は申請書を受付した場合には、速やかに記載内容及び添付書類を確認し、別添「納付能力調査実施要領」により現在納付能力調査及び見込納付能力調査を行う。

年金事務所長は、納付能力調査の調査結果及びこれまでの納付督促の経緯等を総合的に勘案し、納付の猶予の申請についての所見を申請書に記載し、申請書、添付資料、滞納処分票の写し及び保険料収納状況照会回答票(届書コード 060-1)等参考となる資料を添えて、機構ブロック本部へ送付する。なお、申請書の写しを作成し滞納処分票に挟み込むなどの方法により保管しておくこと。

機構ブロック本部は、申請書等の内容確認を行うものとする。

(2) 納付の猶予の審査結果の納付義務者への通知

① 納付の猶予を許可した場合には、猶予に係る保険料等の年度、科目、猶予する金額、猶予する期間等を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書」(猶予様式第2号)を機構本部等を経由して年金事務所へ送付するので、内容を確認し、オンラインシステムへの入力等必要な処理を行った上で納付義務者に通知する。

なお、上記の通知は、保証人及び担保財産の権利者(納付義務者を除く。)にも通知するものとする。

② 猶予が不許可となった場合には「厚生年金保険料等の納付の猶予不許可通知書」(猶予様式第3号)を機構本部等を経由して年金事務所へ送付するので、内容を確認し納付義務者に通知する。

③ 「厚生年金保険料等納付の猶予許可(不許可)通知書」は、写を作成し申請書の写とあわせて滞納処分票に挟み込むなどの方法により保管しておくこと。

(3) 納付の猶予整理簿への記載

年金事務所は、申請のあったすべてについて「納付の猶予整理簿」(猶予様式第4号)に記載し進捗管理する。

なお、1年以内に完納が見込めないため猶予期間の最終日に完納予定として納付の猶予をした事案については、後記Ⅶの1の(2)において、延長の適否に係る調査を行うこととしているので、猶予整理簿の備考欄にその旨を記載しておくこと。

(4) 担保の提供及び徴取手続き

① 担保の提供は、厚生労働大臣に対してなされるものであるが、担保の徴取手続き及び管理は、年金事務所長が行う。年金事務所長は、担保及び関係書類を徴取した場合には、「担保整理簿」(猶予様式第5号)に記載し、その事蹟を明らかにしておくものとする。

なお、不動産等の登記が必要な場合については、「厚生年金保険料等の猶予許可通知書」の到達をもって、登記等の保全手続きを行う。

また、担保を徴取した場合には、速やかに「担保徴取手続完了報告書」(猶予様式第6号)により、機構本部等を経由して年金局事業管理課に報告するものとする。

② 担保の徴取にあたっては、次に留意するものとする。

ア. 担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから、提供させるものとする。

イ. 担保は、その担保に係る保険料等が完納されるまでの延滞金及び担保の処分に要する費用をも十分に担保できる価額のものでなければならない。

③ 担保の評価は、担保の種類に応じ、次により行なうものとするが、当該財産上に既に担保権が設定されているときは、その被担保債権の額を控除する。

なお、担保の価額を評価する場合における時価は、客観的な市場価格による。ただし、徴収上弊害がないと認められるときは、相続税若しくは固定資産税の課税標準となる評価額又は最近における財務諸表に計上されている価額等を参考として、推定するものとする。

ア. 土地、建物等(以下「不動産等」という。)(建物等については、保険に付されたもの。)

不動産等については、時価の7割以内において担保提供期間中の予想される価値の減耗等を考慮した金額とする。

(注1) 「建物等」とは次に掲げるものを言う。

- ①建物②立木③登記される船舶④登録を受けた飛行機⑤登録を受けた回転翼航空機
⑥登録を受けた自動車⑦登記を受けた建設機械

(注2) 質権設定に記載する質権者は、東京都千代田区霞が関1-2-2 国 代表者 厚生労働大臣 ○○○○ と表記する。(○○○○は当該質権設定時点の大臣名とする。)

イ. 国債

国債の額面金額(証券が発行されていない場合は、登録金額)とする。ただし、割引の方法によって発行された国債で、担保として提供する日から5年以内に償還期限の到来しないものは、当該国債の発行価額と額面価額との差額を発行の日から償還の日までの年数(1年未満の端数は切捨てる。)をもって除して得た金額に発行の日から担保として提供するまでの年数(1年未満の端数は切捨てる。)に4を加えた数を乗じて算出した金額をその発行価額に加算した金額とする。

ウ. 地方債、社債その他の有価証券

地方債、社債その他の有価証券については、時価の8割以内において担保の提供期間中に予想される価額変動を考慮した金額とする。

④ 担保の種類ごとの徴取手続きは、次によるものとする。

ア. 担保の徴取にあたっては、後記イに掲げる担保の種類に応じて提出を要する書面のほか、次の書類を併せて提出させるものとする。

- a. 「担保提供書」(猶予様式第7号)
- b. 第三者の所有財産を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第三者の承諾の文言が記載されている担保提供書及び印鑑証明書
- c. 担保が、法人の所有物である場合には、代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書

(注) 担保提供書には、保証人の保証書を徴取する場合を除き、所定の金額の印紙税が課されることに留意する。(印紙税法第7条)

イ. 担保の種類に応じて提出を要する書面は次による

- a. 国債、地方債、社債及びその他の有価証券(後記bに掲げるものを除く。)については、納付義務者に国債、地方債及びその他の有価証券を供託させ、その供託書正本を担保提供書に添付して提出させる。

なお、納付義務者が上記の証券を供託する場合の手続は、次のとおりである。

- ・ 納付義務者は、供託書正副2通を作成し、供託所に提出し、供託官から供託を受理する旨等を記載した供託書正本及び供託有価証券寄託書の交付を受ける。
- ・ 納付義務者は、供託官から交付を受けた上記の書類に、供託有価証券を添えて日本銀行に納入し、日本銀行から供託物を受入れた旨を記載した供託書正本の返還を受ける。

(注1) 供託は、なるべく担保の提供を受けるべき年金事務所の所在地にある供託所にさせるも

のとする。

(注2) 供託書に記載する供託先は、東京都千代田区霞が関1-2-2 国 代表者 厚生労働大臣 ○○○○ と表記する。(○○○○は当該供託時点の大臣名とする。)

- b. 登録国債、登録地方債及び登録社債については、納付義務者に、登録した機関から交付を受けた登録国債担保権登録済通知書又は担保権登録済証を担保提供書に添付して提出させる。
- c. 不動産等については、納付義務者に抵当権設定登記承諾書及び印鑑証明書等の必要書類を提出させる。
- d. 保証人の保証については、保証人が作成した「納付保証書」(猶予様式第8号)を提出させる。なお、納付保証書には、個人保証の場合には直近の所得証明書、印鑑証明書、財産目録書、法人による保証にあっては、直近の決算書及び代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書を添付させる。

(注) 納付保証書には印紙税法第7条に定める所定の金額の印紙税が課せられることに留意する。

- e. 担保に付されている保険については、その保険金請求権に対して質権を設定するものとする。

(注) 保険料または共済掛金が月払いのものは除く。

(5) 督促状の取扱い

納付の猶予の申請がなされた納付義務者に対し督促状が社会保険オンラインシステムにおいて作成された場合は、納付の猶予の結果が確定するまでは送付を行わないため引き抜きを行う。

督促状の対象となる保険料等については、指定期限を経過した後に滞納処分票が作成されるので、引き抜いた督促状とともにファイル等により管理する。

審査の結果、不許可となった場合については、督促状の再作成を行い、指定期限を設定のうえ速やかに送付を行う。

なお、納付の猶予の申請日以前に督促状が作成され送付されている場合には、特段の対応は必要がないものであること。

VI 納付の猶予の取消し又は猶予期間の短縮

1. 猶予の取消し又は猶予期間の短縮の要件

厚生労働大臣は、納付の猶予を受けた者が次に該当する場合は、その猶予を取り消し又は猶予期間を短縮することができる。

- (1) 厚生年金保険法第85条、健康保険法第172条、船員保険法第62条ノ4並びに児童手当法第22条による繰上徴収をすべき事由が生じ、納付義務者が納付の猶予に係る保険料等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 猶予期間中に新たに発生した保険料等が納期限までに納付されないとき。ただし、新たに発生し

た保険料等を納期限までに納付できなかったことについて、やむを得ない事情があると認められるとき、又は、猶予を受けている者がその滞納に係る保険料等を、概ね1ヶ月以内に納付できると認められるときはこの限りではない。

(注1) 猶予期間中に新たに発生した保険料等が滞納となったときには、既になされている猶予が取消されないときに限り、猶予の対象とすることができる。この場合において、その滞納に係る保険料等が猶予の要件に該当するときは、既に猶予している保険料等と切り離し、別個の猶予として処理する。

(注2) 猶予期間中において、納付計画に従い分納することとした場合には、当該分納額の不履行のみを理由として通則法第49条第1項第2号の規定により取消しをすることはできないことに留意する。

(3) 前記(1)から(2)の場合のほか、納付の猶予を受けた者の財産の状況、その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でない認められるとき

(注)「財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でない」とは、猶予期間内に資力が増加したことにより、改めて納付能力調査を行った結果、猶予した保険料等について納付可能な状態になったこと、違反行為により事業の免許を取り消されたこと等により、その猶予を継続することが適当でない場合をいう。

2. 猶予取消し又は猶予期間の短縮の手続き

(1) 弁明の聴取

年金事務所長は、上記1の(1)から(3)のいずれかに該当したことにより、納付の猶予を取消し、又は猶予期間を短縮することが適当と認められるときには、納付の猶予を受けている者に対し弁明の聴取を行い、弁明結果及び猶予取消し又は猶予期間の短縮に関する年金事務所長の所見を機構本部等を經由して年金局事業管理課に報告(任意様式)を行うものとする。

機構ブロック本部は、年金事務所から送付された関係書類の内容確認を行うものとする。

なお、その者が、繰上徴収をすべき事由に該当したとき、正当な理由なくその弁明をしないときは、弁明を聴取することなく猶予取消し又は猶予期間の短縮をすることができる。

(注1) 「正当な理由なく弁明しない」とは、災害、病気による入院等納付の猶予を受けている者の責に帰さないやむを得ない事情がないのに弁明しない場合をいう。

(注2) 弁明は、口頭又は書面のいずれによってもよいが、口頭による場合には、その事蹟を明確に記録するものとする。

(2) 納付義務者等への通知

納付の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、それぞれの通知書(猶予様式第9号、第10号)を機構本部等を經由して年金事務所長に送付するので、年金事務所長は、内容を確認し納付義務者に通知する。また、この通知は、保証人及び担保財産の権利者にも行う。

なお、年金事務所においては、当該通知書の写を作成し保管しておくこと。

(3) 猶予取消し又は猶予期間の短縮の効果

納付の猶予の取消し、又は猶予期間の短縮は、取消し等の事由が生じたことによって、将来に向

って又は短縮された期間後の猶予処分を撤回するものであるから、取消し等の効果は、猶予の始期までさかのぼるのではなく、取消し処分後（猶予期間の短縮にあつては、短縮された期間満了後）、その効力を生ずる。

（注1） 納付の猶予を取消した場合は、原則、取消し日以後の期間に対応する延滞金の納付義務は免除しないが、取消し時までの延滞金は全額又は一部を免除する。

（注2） 納付の猶予を取消した場合は、取消し時以降、当該取消しにかかる保険料等を直ちに徴収することができる。

（注3） 納付の猶予を取消した後の滞納処分にあつては、督促状を発していない月分については、これをした後でなければ差し押えをすることができない。

Ⅶ 納付の猶予の期間の延長

1. 猶予の期間の延長をする場合

猶予を受けている者は、下記(1)に掲げる猶予期間の延長の事由がある場合には、厚生労働大臣の許可を受けて猶予期間の延長をすることができる。

(1) 猶予期間の延長の事由

猶予を受けている者が、猶予期間内に猶予に係る保険料等を納付できなかった場合で、その納付ができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、猶予期間の延長をすることができる。

なお、「やむを得ない理由」とは、納付することができない理由が、猶予を受けている者の責に帰することのできない理由をいい、具体的には概ね次に掲げる場合をいう。

- ① 納付の猶予にあつての見込納付能力調査において、収入予定としていたものが、取引先等の都合により実現しなかったこと等により、推定した納付可能資金を下回ったために、納付資金の手当てができなかったと認められるとき。
- ② 納付の猶予にあつての見込納付能力調査において、予測していなかった事業の継続又は生活の維持上不可欠の支出があつたため、猶予に係る保険料等の納付ができなかったと認められるとき。
- ③ 納付の猶予にあつての納付能力調査の結果、猶予にかかる保険料等の完納までに1年を越えると見込まれた場合において、納付の資力が、見込納付能力調査において推定したところと概ね同様の状態で推移していると認められるとき。

(2) 猶予期間の延長の申請

- ① 納付の猶予を受けている者が猶予期間の延長を申請しようとする場合には、猶予期間内に次の事項を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長申請書」(猶予様式第11号)を年金事務所長に提出し、機構本部等を経由して厚生労働大臣に申請する。

申請書は、年金事務所長において内容の審査を行い、機構ブロック本部において内容確認を行うものとする。また、年金事務所においては、申請書の写しを作成し保管しておくこと。

ア. 猶予期間の延長を受けようとする保険料等の年度、種別、納期限及び保険料等の金額

- イ. 猶予期間の延長を受けようとする理由及びその期間
- ウ. 猶予期間の延長を受けようとする期間中における納付計画
- エ. 提供しようとする担保の種類、数量及び所在、又は担保を提供することができない特別の事情など担保に関する事項

- ② 1年以内に完納が見込めないため猶予期間の最終日に完納予定としているものについては、猶予期間終了前おおむね1ヶ月以内に、年金事務所長は、適宜の方法で猶予を受けている者と接触し、延長の適否につき確認を行うものとする。
- ③ 年金事務所長は、猶予期間の延長の申請がなされたときには、別添の納付能力調査の結果を踏まえ、延長の申請に対する所見を申請書の所要の欄に記入すること。

2. 延長期間

延長できる期間は、それぞれの猶予ごとに、既に猶予している期間と併せて2年を超えない期間とする。この場合における具体的な猶予の延長期間及び延長期間中における毎月の納付予定金額等については、見込納付能力調査を行い、その結果を基に定めるものとする。

3. 猶予期間の延長等の通知

(1) 猶予期間の延長許可の通知

猶予期間の延長を許可するときは、延長にかかる保険料等の年度、種類、納期限、保険料等の金額及び延長期間等を記載した、「厚生年金保険料等の納付の猶予延長許可通知書」(猶予様式第12号)を機構本部等を経由して年金事務所に送付するので、内容を確認し、オンラインシステムへの入力処理等必要な処理を行った上で納付義務者に通知する。なお、許可通知書は写を作成し保管しておくこと。

(2) 猶予期間の延長不許可の通知

納付期間の延長を認めないときは、「厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長不許可通知書」(猶予様式第13号)を機構本部等を経由して年金事務所に送付するので、内容を確認し、納付義務者に通知する。なお、不許可に係る通知書は写を作成し保管しておくこと。

Ⅷ 納付の猶予の期間満了後の事務処理

1. 督促状の発行

納付の猶予の期間満了までに、猶予した月分の保険料等の納付がなされない場合には、猶予期間経過後にオンライン入力処理により督促状を発行し、担保の処分又は滞納処分を行う。この場合、地方厚生(支)局長から滞納処分等の認可を受けてない月分の保険料等がある場合は事前に認可の承認を受ける必要があることに留意すること。

なお、既に督促状を送付している場合には、再度督促状を送付する必要はないこと。

2. 担保の処分

(1) 担保財産処分の要件

年金事務所長は、次に掲げる場合には、その担保として提供された財産を、滞納処分の例により処分してその保険料等及び当該財産の処分費に充て又は保証人にその保険料等を納付させるものとする。

- ① 納付の猶予を受けた者が、その猶予に係る保険料等をその猶予の期限までに納付しないとき
- ② 担保が提供されている保険料等について、納付の猶予を取消したとき

(2) 担保財産の処分

担保財産の処分は、国税徴収法第5章(滞納処分)に規定する滞納処分手続その他滞納処分に適用される法令の定めるところにより行うものとする。

この取扱いにあたっては、次の事項に留意する。

- ① 担保財産の処分は、担保財産を差押えることにより行う。ただし、督促状を発行していない月分がある場合には、歳入徴収官に対し発行に係る確認依頼を行うとともに、地方厚生(支)局長に対し滞納処分の認可申請を行う。督促状の指定期限までに納付がなされない場合には速やかに差押えを執行する。

この場合、供託した有価証券については、供託規則の定めるところにより還付を受けた後、差押えを行い、換価手続又は債権取立手続をとるものとする。

- ② 抵当権の設定後、滞納者から第三者に担保財産が移転している場合又は、その担保財産の所有権が第三者にある財産を物上保証とした場合の滞納処分の例による差押えは、その所有権者である第三者を相手方として行う。

この場合、滞納者の担保財産と第三者の担保財産とがある場合には、第三者の担保財産の処分は、滞納者の担保財産の処分をした後に行う。

- ③ 滞納処分の充当において、「滞納処分費」とは、担保財産を処分する場合の差押手続及び換価手続又は債権取立手続に関して要した費用をいう。

(3) 納付義務者の他の財産の処分

年金事務所長は、差押えによって担保の処分をするときは、担保として提供された財産の処分の代金を徴収すべき保険料等及びその処分費に充ててもなお不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分を執行する。

(4) 保証人からの徴収手続

納付の猶予の担保として保証人がある場合において、その保証人に、その担保されている保険料等を納付させる場合は、次による。

- ① 歳入徴収官は、保証人に対し「納付通知書」(猶予様式第14号)による告知をする。この納付通知書には、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載するが、納付の期限は、当該通知書を発する日の翌日から起算して、1月を経過する日とする。

(注1) 納付通知書を送付するときは、納付書(保証人あてとし、保証人の住所・氏名を記載し、滞納者の保険料等である旨を明記する。)を添付することとし、当該納付書により納付させる。

(注2) 納付通知書による告知の事務は、歳入徴収官の確認を経て年金事務所長が行う。

(注3) 納付義務者に対して、「保証人に関する通知書」(猶予様式第15号)を送付する。

- ② 歳入徴収官は、保証人がその納付すべき保険料等を納付通知書の指定した納期限までに完納しないときは、繰上げ徴収をする場合を除き、その保証人に対して、「納付催告書」(猶予様式第16号)により、支払期限(10日を経過した日)を記載して、その納付を督促する。この場合の納付催告書は、納付通知書の納付期限から50日以内に発する。

(注) 納付催告書による催告の事務は、歳入徴収官の確認を経て年金事務所長が行う。

(5) 保証人に対する滞納処分

年金事務所長は、保証人が納付すべき金額を納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納せず、かつ、滞納者の財産について滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、地方厚生(支)局長による滞納処分等の認可を受けたうえで、保証人に対して滞納処分(交付要求及び参加差押を含む。)を執行するものとする。この場合、保証人に対する滞納処分票を作成し管理するものとする。

また、保証人に保険料等を納付させる場合において、納付の猶予の要件に該当するときは、納付義務者に準じて納付の猶予を申請することができる。

なお、保証人に繰上徴収を行うことができる要件に該当する事由が生じたときは、同様に繰上徴収をすることができる。保証人についても納付委託の方法により納付させることができる。

(注) 「滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき」とは、保証人に対して滞納処分を執行しようとするとき、納付義務者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、納付義務者の有する保険料等の総額に満たないと認めることをいう。

(6) 保証人の財産の換価の制限

保証人に対して滞納処分を執行する場合には、年金事務所長は、納付義務者の財産を換価に付した後でなければ、その保証人の財産を換価に付すことができない。

なお、この取扱いにあたっては、次に留意すること。

- ① 保証人の財産の売却決定は、納付義務者の財産を公売した日(随意契約により売却する場合には、その売却をする日)の翌日以降に行う。ただし、保証人の財産の価額が著しく減少する恐れがあるとき(不相応な多額の保存費を要するときを含む)は、この限りではない。
- ② 第三者に帰属する担保財産がある場合における保証人の財産の換価は、なるべく、その担保財産を換価に付した後に行う。
- ③ 債権の取立てについては、保証人の財産の換価の制限は適用されない。

Ⅹ 延滞金の免除

納付の猶予をした場合には、通則法第63条の規定により、猶予された期間に対応する延滞金の納付義務の全部又は一部について、免除が行われる。

1. 通則法第46条第2項第1号、第2号若しくは第5号(前記Ⅱの1の(3)の⑤のアからエに限る。)の規

定による納付の猶予

(1) 免除対象期間

当該猶予した期間。ただし、当該猶予をした期間中に猶予の取消しの原因となる事実が発生した場合には、その事実が発生した日以後の期間を除くものとする。

なお、猶予該当事実が猶予期間の始期前にあるときは、当該事実の発生した日(その日が納期限前であるときは、納期限)の翌日から起算し猶予期間の始期の前日までの日数を上記の期間に算入して差し支えない。ただし、その通算した期間は、2年を超えることはできない。

また、督促を行っていない保険料等については、延滞金の納付義務は生じないことに留意すること。

(2) 免除金額

当該猶予に係る保険料等の延滞金のうち、前記(1)の免除対象期間に対応する部分の延滞金の金額の全額とする。

2. 通則法第46条第2項第3号、第4号、第5号(前記Ⅱの1(3)の⑤のオに限る。)又は第3項の規定による納付の猶予

(1) 免除対象期間

当該納付猶予をした期間のうち、納期限の翌日から起算して3月を経過する日後の期間。

ただし、当該猶予した期間中に猶予の取消の原因となる事実が発生した場合には、その事実が発生した日以降の期間を除くものとする。

また、督促を行っていない保険料等については、延滞金の納付義務は生じないことに留意すること。

(2) 免除金額

当該猶予に係る保険料等の延滞金のうち、前記(1)の免除対象期間に対応する部分の延滞金の金額の2分の1に相当する金額とする。

申請様式等

- 猶予様式第 1号 厚生年金保険料等の納付の猶予申請書
- 猶予様式第 2号 厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書
- 猶予様式第 3号 厚生年金保険料等の納付の猶予不許可通知書
- 猶予様式第 4号 納付の猶予整理簿
- 猶予様式第 5号 担保整理簿
- 猶予様式第 6号 担保徴収手続完了報告書
- 猶予様式第 7号 担保提供書
- 猶予様式第 8号 納付保証書
- 猶予様式第 9号 納付の猶予取消通知書
- 猶予様式第10号 納付の猶予期間短縮通知書
- 猶予様式第11号 厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長申請書
- 猶予様式第12号 納付の猶予期間延長許可通知書
- 猶予様式第13号 納付の猶予期間延長不許可通知書
- 猶予様式第14号 納付通知書
- 猶予様式第15号 保証人に関する通知書
- 猶予様式第16号 納付催告書

厚生年金保険料等の納付の猶予申請書



厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日

国税通則法第46条第2項(3項)の規定により、下記のとおり厚生年金保険料等の納付の猶予を申請します。

申請者	事業所の記号番号								
	住所(所在)								
	氏名(名称)		⑩						
	電話番号								
保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当 拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
上記のうち納付の猶予を受けようとする金額									
納付の猶予を受けようとする期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで								
納付の猶予を受けようとする理由									
担保									
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	備考		
		円		円		円			
		円		円		円			
		円		円		円			
		円		円		円			

※年金事務所記入欄

整理簿登記年月日	平成 年 月 日 印	オンライン入力日	平成 年 月 日 印
通知書発出年月日	平成 年 月 日 印	添付書類 ○をつける	決算書 担保提供書 納付保証書

厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書

平成 年 月 日

住 所
事業所名 殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで納付の猶予申請のあった厚生年金保険料等については、下記の通り許可しましたから
国税通則法第47条第1項の規定により通知します。

申請者	事業所の記号番号								
	住所 (所在)								
	氏名 (名称)		㊟						
猶予する保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料 円	厚生年金保険料 円	児童手当 拠出金 円	延滞金 法律による金額 円	滞納処分費 法律による金額 円	備 考
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
猶予期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで								
担保									
納付計画	年月日	金額 円	年月日	金額 円	年月日	金額 円	備考		
		円		円		円			
		円		円		円			
		円		円		円			

あなたがこの許可に不服があるときは、この許可を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省(東京都千代田区霞が関1-2-2)に対して異議申立てをすることができます。

なお、この許可の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定(以下「裁決等」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、許可の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

厚生年金保険料等の納付の猶予不許可通知書

平成 年 月 日

住所

氏名

厚生労働大臣



平成 年 月 日付で納付の猶予申請のあった厚生年金保険料等については、下記の理由により許可できません。国税通則法第47条第2項の規定により通知します。

申請者	住所（所在）								
	氏名（名称）								
納付猶予申請保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当 抛出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							＼	＼	
							＼	＼	
							＼	＼	
							＼	＼	
不許可理由									
<p>あなたがこの 不許可 に不服があるときは、この 不許可 を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して審査請求を、児童手当抛出金にかかるものは厚生労働省（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>なお、この 不許可 の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定（以下「裁決等」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 不許可 の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。</p>									

納付の猶予整理簿

受付年月日	記号番号	事業所名	猶予対象期間 自年月分 至年月分	猶予金額	猶予始期	猶予取消年月日	本部への送付日	審査結果	猶予期間	通知書発送日	オンライン入力日	備考
		住所			猶予終期	督促状発行日						
			自 年 月分	円	年 月 日		年 月 日	許可 ・ 不許可	1年 月	年 月 日	年 月 日	
			至 年 月分		年 月 日							
			自 年 月分	円	年 月 日		年 月 日	許可 ・ 不許可	1年 月	年 月 日	年 月 日	
			至 年 月分		年 月 日							
			自 年 月分	円	年 月 日		年 月 日	許可 ・ 不許可	1年 月	年 月 日	年 月 日	
			至 年 月分		年 月 日							
			自 年 月分	円	年 月 日		年 月 日	許可 ・ 不許可	1年 月	年 月 日	年 月 日	
			至 年 月分		年 月 日							
			自 年 月分	円	年 月 日		年 月 日	許可 ・ 不許可	1年 月	年 月 日	年 月 日	
			至 年 月分		年 月 日							
			自 年 月分	円	年 月 日		年 月 日	許可 ・ 不許可	1年 月	年 月 日	年 月 日	
			至 年 月分		年 月 日							
			自 年 月分	円	年 月 日		年 月 日	許可 ・ 不許可	1年 月	年 月 日	年 月 日	
			至 年 月分		年 月 日							

担 保 整 理 簿

担保の種類()

所長印	担当者印	受領年月日	納付義務者	担保の種類	備考
		設定年月日			
		解除年月日			
					猶予期限 年 月 日
					猶予期限 年 月 日
					猶予期限 年 月 日
					猶予期限 年 月 日

※この整理簿は担保の種類ごとに作成することに留意する。

猶予様式第6号

年金事務所発番号
平成00年00月00日

厚生労働大臣 殿

00年金事務所長

担保徴収手続完了報告書

平成00年00月00日で納付の猶予の申請のあった、納付義務者（事業所名
）につきましては、下記のとおり担保の徴収が完了しましたので報告します。

記

1. 納付義務者
2. 提供担保名

※担保財産が不動産の場合は抵当権設定登記が完了した登記簿の写しを添付のこと。

担 保 提 供 書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

担保提供者(納付義務者)
住所(所在)

氏名(名称)

⑩

納付の猶予に係る厚生年金保険料等の担保として、下記物件を提供します。

猶予保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当 拠出金	延滞金	滞納処分費	備 考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	

納付の猶予に係る上記保険料等の担保として、下記物件の提供を承諾します。

平成 年 月 日

担保物件の所有者
住所(所在)

氏名(名称)

⑩

担保物件	
------	--

※年金事務所記入欄

担保評価額	万円
評価方法及び算出内訳	

※担保財産が自動車の場合は、車検証の写しを添付すること。

収入印紙

納 付 保 証 書

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日

保証人 住所(所在)

氏名(名称)

印

保証人 住所(所在)

氏名(名称)

印

納付の猶予に係る下記納付者の厚生年金保険料等について、私が納付保証します。

納 付 者	住所(所在)								
	氏名(名称)								
猶 予 保 険 料 等	年度	月分	納期限	健康保険料 <small>円</small>	厚生年金 保険料 <small>円</small>	児童手当 拠出金 <small>円</small>	延滞金 <small>法律による金額 円</small>	滞納処分費 <small>法律による金額 円</small>	備 考
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	

※ 添付書類 保証人の印鑑証明書、所得証明書 各1通

厚生年金保険料等の納付の猶予取消通知書

平成 年 月 日

住所

氏名

厚生労働大臣



平成 年 月 日付で納付の猶予を許可しました厚生年金保険料等については、下記のとおり納付の猶予を取り消しましたから直ちに納付してください。国税通則法第49条第3項の規定により通知します。

申請者	住所（所在）								
	氏名（名称）								
納付の猶予取消保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料 円	厚生年金保険料 円	児童手当 拠出金 円	延滞金 法律による金額円	滞納処分費 法律による金額円	備考
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	

取消理由

あなたがこの 取消し に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して異議申立てをすることができます。
なお、この 取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定（以下「裁決等」という。）を経た後でない限り、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 裁決等の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

厚生年金保険料等の納付の猶予期間短縮通知書

平成 年 月 日

住所

氏名

厚生労働大臣

㊟

平成 年 月 日付で納付の猶予を許可しました、厚生年金保険料等について、下記のとおり猶予期間を短縮しましたから通知します。

申請者	住所（所在）	
	氏名（名称）	

当 初	短 縮 後
年 月 日から 年 月 日まで 月間	年 月 日から 年 月 日まで 月間

納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
				合計				合計

担保

期間短縮の理由

あなたがこの 〇〇に不服があるときは、この 〇〇を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して異議申立てをすることができます。
 なお、この 〇〇の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定（以下「裁決等」という。）を経た後でない限り、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 〇〇の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

厚生年金保険料等の納付の猶予延長申請書

平成 年 月 日

収受印

厚生労働大臣 殿

国税通則法第46条第7項の規定により、下記のとおり納付の猶予期間の延長を申請します。

申請者	事業所の記号番号								
	住所（所在）								
	氏名（名称）		Ⓜ						
	電話番号								
延長する保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
上記のうち納付の猶予を受けようとする金額									
延長する期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 月間								
期間延長を受けようとする理由									
担保									
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	備考		
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	

※年金事務所記入欄

整理簿登記年月日	平成 年 月 日 印	オンライン入力日	平成 年 月 日 印
通知書発出年月日	平成 年 月 日 印	備考	

厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長許可通知書

平成 年 月 日

住所

氏名

厚生労働大臣

㊟

平成 年 月 日付で納付の猶予期間延長の申請のあった、厚生年金保険料等については、
下記のとおり許可しましたから、国税通則法第47条第1項の規定により通知します。

申請者	住所 (所在)						
	氏名 (名称)						
納付の猶予期間延長保険料額	年度	納付期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	延滞金	滞納処分費
			円	円	円	法律による金額	法律による金額
延長期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで 月間						
担保							
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	備考
		円		円		円	
		円		円		円	
		円		円		円	
<p>あなたがこの 延長 に不服があるときは、この 通知 を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省年金局(東京都千代田区霞が関1-2-2)に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>なお、この の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定(以下「裁決等」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。</p>							

厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長不許可通知書

平成 年 月 日

住所

氏名

厚生労働大臣

㊟

平成 年 月 日付で納付の猶予期間延長の申請のあった、厚生年金保険料等については、下記の理由により許可できません。国税通則法第47条第2項の規定により通知します。

申請者	住所（所在）	
	氏名（名称）	

納付の猶予期間延長申請保険料額	年度	納付期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	延滞金	滞納処分費
				円	円	円	法律による金額

不許可理由

あなたがこの 不許可 に不服があるときは、この 通知 を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して異議申立てをすることができます。

なお、この の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定（以下「裁決等」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

納付通知書

保証人
住所

氏名

平成 年 月 日

歳入徴収官



あなたは、保証人として下記滞納者の厚生年金保険料等を納付しなければならないこととなりましたので納付の期限までに納付してください

滞納者	住所 (所在)	
	氏名 (名称)	

滞納保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	

上記滞納者の滞納保険料等のうちあなたが納付すべき金額 円

納付の期限	平成 年 月 日
-------	----------

納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店(全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局)、年金事務所
------	--

備考	
----	--

あなたがこの 告知 に不服があるときは、この 告知 を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省年金局(東京都千代田区霞が関1-2-2)に対して異議申立てをすることができます。
 なお、この 通知 の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定(以下「裁決等」という。)を経た後でない、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 通知 の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

保証人に関する通知書

平成 年 月 日

納付義務者
住所
氏名

様

歳入徴収官

Ⓜ

下記の保証人に対し、次のとおり納付させることとしたので、この旨を通知します。

保証人	住所（所在）								
	氏名（名称）								
滞納保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当 拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
上記滞納者の滞納保険料等のうち保証人が納付すべき金額							円		
納付の期限				平成 年 月 日					
納付通知を発付する日				平成 年 月 日					
備考									

納 付 催 告 書

平成 年 月 日

保証人
住所

氏名

歳入徴収官

㊞

あなたに納付通知した に係る厚生年金保険料等が下記のとおり滞納となっています。
同封の納付書で、日本銀行(本店、支店、代理店若しくは歳入代理店)、郵便局又は年金事務所にて、至急納付してください。

滞 納 者	住所 (所在)	
	氏名 (名称)	

上記滞納者に係る 滞納保険料等の金額	としてあなたが納付すべき	円
-----------------------	--------------	---

支 払 期 限	平成 年 月 日
---------	----------

あなたがこの 督促 に不服があるときは、この 通知 を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省年金局(東京都千代田区霞が関1-2-2)に対して異議申立てをすることができます。

なお、この 通知 の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定(以下「裁決等」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 通知 の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

納付能力調査実施要領

納付能力調査は、原則として、納付義務者からその納付すべき保険料等について、納付の猶予の申請があった場合における、その者の現在及び将来における保険料等の納付の能力又は納付の猶予後における資金繰りの実績等を調査し、納付の猶予の申請に係る期間中における分割納付金額又は納付の猶予継続の適否等を判定するために行うものである。

1. 通則

(1) 調査の区分

納付能力調査は、その目的によって現在納付能力調査、見込納付能力調査及び事後調査に区分する。

(2) 調査日

納付の猶予の申請があった場合における調査日は、その申請に係る猶予期間の始期の前日とする。この場合において、調査日現在における状況の調査が困難であるときは、適宜その調査日現在の状況を推定するものとする。

(3) 調査にあたっての留意事項

納付能力調査にあたっては、納付義務者の帳簿、メモ、聞き取り及び決算書等を参考とし、現在の資金状況及び今後の収入、支出の見込みをできるだけ正確に把握する。

なお、納付義務者から事情を聴取する場合又は分割納付金額等について納付義務者と協議する場合等においては、その説明、主張等をうのみにすることのないよう注意する。

この場合において、預金又は借入金の返済予定の金額等につき、帳簿書類からみた過去の実績と納付義務者の申し出との間に著しい差があるような場合には、必要に応じて取引銀行等における所要事項が確認できる書類の提出を求めるものとする。

2. 現在納付能力調査

現在納付能力調査は、調査日において納付の猶予の申請等に係る保険料等をいくら納付できるか、納付困難な金額がいくらであるかを判定するための調査であって、納付義務者の現金、当座預金等直ちに保険料等に充てることができる資金と、当面の事業の継続等の維持に、真に必要と認められるつなぎ資金とを調査し、両者を勘案して現在納付可能資金を把握するものである。

なお、この調査を行う場合には、現在納付能力調査表(調査様式第1号)を用いるものとする。

(1) 当座資金

当座資金は、調査日現在における手持現金、当座預金その他の引出し可能の預貯金等直ちに支払いに充てることができる資金の合計額とする。

(注) 当座借越契約がある場合には、限度額までの借入可能額を当座資金に算入する。

(2) つなぎ資金

つなぎ資金は、調査日後比較的短期間(概ね1ヶ月以内とする。)において、資金の最も窮屈になる日のために留保を必要とする資金を日を追って計算するものであるが、便宜次の方法によって計算しても差し支えない。

調査日から、概ね1ヶ月以内において資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日までの期間における総資金の収支を見込み、総支出見込金額から総収入見込金額を差し引いた額を基礎として推定する(総収入見込金額が総支出見込金額を越える場合には、つなぎ資金は不要となる。)

この場合において、事業等を維持するうえで真に必要と認められない株式、公社債その他の有価証券等で換価可能なものについては、これを換価する等積極的に資金の調達を図るよう促すこととし、また、支出見込金額のうち事業等の現況維持のために真に必要とするもの以外の支出見込金額があるときは、つなぎ資金の計算上これを否認することとする。

なお、商品の回転期間が長期にわたること、事業維持に不可欠な資産の買換えに資金の積立てを要すること、あるいは支出が超過するため資金収支に齟齬を来す時期があると見込まれること等により、つなぎ資金計算の基礎とした期間後のために資金手当てを考慮しておかなければ、事業の継続が維持できなくなると認められる場合等においては、必要最少限度の範囲内の所要資金を推定して当座資金から留保し、つなぎ資金に含めることとして差し支えない。

(3) 現在納付可能金額

現在納付可能金額は、当座資金からつなぎ資金を差し引いた金額とする。調査の結果、現在納付可能金額がある場合には、その金額を直ちに納付するよう促すものとする。

3. 見込納付能力調査

見込納付能力調査は、納付の猶予の申請等に係る猶予期間及び当該期間内における各月の納付予定額等が妥当なものであるかどうかを判定するための調査であって、納付義務者の経理能力、記帳状況等に応じて選択した方法により、調査日後の資金収支を見込み、納付の猶予の申請に係る保険料等の完納に要すると見込まれる期間及びその期間内における各月の納付可能資金額等を把握するものである。

(1) 共通事項

① 調査方法の選択等

調査方法は、略式調査及び最近の販売実績等を基とする調査のいずれかの方法によるものとする。

この調査にあたって使用する見込納付能力調査表(調査様式第2号)は、見込納付能力調査の標準的なものとして定めたものであるから、実際に調査を行う場合には、これらを標準とし、納付義務者の経理、記帳状況、事業等の規模、形態又は納付すべき保険料等の多寡等に応じて、項目等を補正して効率的に行うものとする。

なお、納付義務者から短期間(概ね3ヶ月程度とする。)に完納する申出等があった場合において、納付に対する誠意、資力の状況及び保険料等の金額の多寡等を総合勘案し、その

申出等によっても徴収上弊害がないと認められるときは、見込納付能力調査を省略して差し支えない。

なお、見込納付能力調査を省略した場合には、申請書に省略した旨を理由を付して記載すること。

② 支出見込金額等の調整

見込納付能力調査においては、保険料等の早期完納と納付義務者の事業等の維持、発展の要請との調整が特に重要であるが、これについては、次により処理するものとする。

納付の猶予の申請に係る保険料等及び将来発生する見込みの保険料等を納付するため、不要不急資産がある場合は、その売却を勧奨し、また保険料等の納付以外の支出は、必要最少限度にとどめさせるとともに、経費の節約等により極力納付可能資金を捻出させるものとする。このため、見込納付能力調査における納付可能資金の計算にあたって、不要不急資産の売却が予定されている場合には、その金額を収入見込金額に加えることとするが、次に例示するような事業等の拡張及び保険料等の納付以外の利益処分等に係る支出金額は、原則として、支出見込金額に含めないものとして取り扱う。

ア. 不要不急資産の取得のための支出

イ. 事業等の拡張に向けられる支出。ただし、今後納付能力を増加させ、結果的に早期完納となり、保険料等の徴収上有利であると認められる場合に限り、最少限度の支出を認めても差し支えない。

ウ. 役員報酬、賞与及び退職給与等のうち法人税法上損金に算入されない額の支出

エ. 利益配当のための支出。ただし、同族会社以外の会社については、やむを得ないと認められる特別な事情があり、かつ、保険料等の徴収上有利になると、確実に見込まれる場合に限り、同種同規模の会社と同程度の配当を認めても差し支えない。

オ. 交際費、寄付金、その他の経費のうち、事業等に必要範囲を超えると認められる支出

カ. 事業等の維持のため、不可欠と認められない債務の弁済

キ. 納付義務者の実情からみて、必要と認められる範囲を超える生活費の支出

(個人事業所に限る。)

(2) 調査方法

調査については、後記②販売実績等を基とする調査を基本とするが、納付義務者が帳簿等を整理していない場合には、①の略式調査によっても差し支えない。

① 略式調査

略式調査は、過去の売上高等を参考に納付義務者からの聞き取りを中心として、次に掲げのような方法により納付可能資金額を推定する。この調査による場合には、納付可能資金額の推定の計算式を任意の様式に記載すること。

ア. 「1ヶ月の予想売上高×売上利益率+特別収入-事業費等必要な支出」の算式により求めた金額に所要の調整を加える。

イ. 「前年又は前期の月平均所得額×所得伸び率+特別収入-事業費等必要な支出」の算式

より求めた金額に所要の調整を加える。

注 所要の調整については、上記の算式によって求めた金額に対して、納付義務者が特別の理由(例えば季節により売上に著しく変動がある場合等)により、その金額により難しい旨を申出たとき以外は調整を加えないこととして差支えない。

② 販売実績等を基とする調査

納付義務者が帳簿等を整理しており、最近における売上、仕入及び営業費等を把握することができる場合には、その実績を基本とし、次の調整を行い、調査期間及び調査期間内の各月の支払いに充て得る資金の額を推定する。なお、この調査を行う場合には、見込納付能力調査表(調査様式2号)を用いるものとする。

ア. 「差引損益」の額の計算において、臨時的な収益又は費用の金額が含まれている場合には、これらを除外して経常的な所得金額を把握する。

イ. 調査期間中において、売掛債権及び買掛債務等の増減が見込まれる場合には、この増減額について資金収支計算上の調整を行い、調査期間及び調査期間内の各月の支払いに充てうる資金の額を推定する。

なお、季節的に資金繰りに著しい変動がある場合には、従前の資金収支の実績等を基に納付義務者と協議の上、その事情を加味した調整を行い、各月の支払いに充て得る資金の額を推定するよう留意する。

③ 納付可能資金額の計算

前記①又は②の調査により計算した資金の額(資金繰表を用いた場合は、それによって求めた資金の額)を基にして、各月の納付可能資金額を計算する。

具体的な猶予期間及び猶予期間中における各月の納付予定金額等については、上記の調査結果を基として、納付義務者と十分協議したうえで定めるものとする。

4. 事後調査

事後調査は、納付の猶予をした者について、必要があると認められる場合に、その後の資力の状況等から納付の猶予の猶予継続等の適否を判定するために行うもので、見込納付能力調査において推定した資金と実際の資金とを比較検討し、必要に応じ財産の異動状況も調査する。

(注) 必要があると認められる場合とは、猶予期間中に新たに発生した保険料等が納期限までに納付されない場合等をいうものとする。

現在納付能力調査表

調査日		年		月		日		参 考 容								
調査項目						金額		項目		内 容						
当 座 資 金 の 計 算	① 保 険 料 額								預 貯 金 (引出し不可能のもの)	金融機関	種類	金額	満期日・担保の状況			
	② 現 金															
	③ 預貯金(引出し可能なもの)	金融機関		種類												
計								借 入 金 の もの	相手方		摘 要		金額			
④ 当座資金計 ②+③																
つ な ぎ 資 金 (自 至 年 年 月 月 日 日 の 計 算	総支出見込金額		総収入見込額		つなぎ資金の説明			入 借 入 中 の もの	相手方		担保	金額	返済見込年月日等			
								手 形 割 引	金融機関	担保	割引のわく	現在割引額	差引割引可能額	受 取 手 形 保 有 高		
								そ の 他	資金ねん出の内容				金額			
A 計						B 計		所 長 意 見	⑤差引つなぎ資金(A-B)							
⑥ 現在納付可能資金額 ④-⑤									円							
⑦ 納付困難な保険料額 ①-⑥									円							

〇〇年金事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

調査様式第1号 現在納付能力調査表の記載要領等

- 1 この現在納付能力調査表は、納付義務者から納付の猶予の申請等があった場合に、調査日において保険料等をいくら納付できるか及び納付困難な保険料額がいくらあるかを判定するために作成する。
- 2 各欄は、次により記載する。
 - (1) 「調査日」欄
原則として、申請に係る猶予期間の始期の前日を記載する。
 - (2) 「①保険料額」欄
調査日現在における納付の猶予の申請等に係る保険料額等を記載する。
 - (3) 「②現金」欄
現金のほか、保険料等の納付に使用することができる有価証券も含めて記載する。
 - (4) 「③預貯金（引出可能なもの）」欄
直ちに引出可能な預貯金がある場合に、その預け先金融機関、預金種類及び金額を記載する。
なお、当座借越契約がある場合においては、借越見込額を含めて記載する。
(注) 拘束性の預貯金はこの欄に含めない。
 - (5) 「つなぎ資金の計算」欄
 - ① つなぎ資金の計算期間の始期は調査日とし、その終期は調査日後おおむね1ヶ月以内において資金のもっとも窮屈になると見込まれる日とする。
 - ② 「総支出見込金額」欄及び「総収入見込金額」欄については、つなぎ資金の計算期間内における支出見込金額及び収入見込金額を日を追って記載する。
なお、適宜、つなぎ資金計算期間内における収支見込を勘定科目別に記載することとしても差し支えない。
 - ③ つなぎ資金計算の基礎とした期間後のために、留保すべき資金が必要と認められるときは、「総支出見込金額」欄にその旨を付記して記載する。
 - (6) 「参考」欄
 - ① 「預貯金（引出不可能なもの）」欄
預貯金のうち「当座資金の計算」欄に記載しなかったものについて、預け先金融機関、預金種類、金額、満期日及び担保にされているかどうか等を記載する。
 - ② 「借入金」欄
借入可能なものについては、相手方、借入れの予定時期、提供見込の担保、その他参考事項及び金額を記載し、借入中のものについては相手方、担保の状況、借入残高、返済方法（一括払いか分割払いか等）及び弁済期（分割払いのときは

最終分割払金額)等を記載する。

③「手形割引」欄

金融機関の手形割引の枠、現在の割引額及び割引可能の期日が到来している受取手形の有無等から割引可能額を調査して、その金額を記載する。

(注) 滞納者の手持ちの手形等については、以後の滞納整理の参考とするため「受取手形保有額」欄に記載しておく。

④その他

事業等の維持上真に必要と認められない株式、公社債その他の有価証券等で直ちに換価可能なもの、又は支払期日のすでに到来している受取手形、売掛債権、貸付金(特に支払能力のある役員、これらの家族及び得意先に対するもの)等で、支払請求をすれば直ちに入金可能なものを記載する。

見込納付能力調査表 (最近の販売実績等を基とする調査用)

調査日		年 月 日			調査期間		年 月 日 ~ 年 月 日											
販売金額等から推定した支払可能資金の計算	① 収益	勘定科目	月日~月日	月日~月日	月日~月日	季節的に販売高等の変動の著しい場合の季節別(月別)支払可能金額の計算												
						指数及び計算	支払可能資金		指数及び計算	支払可能資金								
						月			月									
	② 費用						月			月								
							月			月								
							月			月								
							月			月								
							月			月								
	指数の説明及びその他参考事項																	
	③ 差引損益 (①-②)																	
	④ 臨時的収益																	
⑤ 臨時的費用																		
⑥ 経常損益 (③-④+⑤)																		
⑦ 基準期間における経常損益の合計																		
⑧ 基準期間中の売掛債権の増減		期首		増(-)	減(+)													
		期末																
⑨ 基準期間中の買掛債権の増減		期首		減(-)	増(+)													
		期末																
⑩ 差引支払可能資金 (⑦±⑧±⑨)																		
⑪ 月平均支払可能資金 (⑩÷基準期間)																		
納付可能資金の計算	区 分		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	備考	
	⑫ 支払可能資金																	
	⑬ 生 計 費 ※																	
	⑭ 臨 時 収 入																	
	⑮ 臨 時 支 出																	
	⑯ 差 引 (⑫-⑬+⑭-⑮)																	
	⑰ 不足資金引当金																	
	⑱ 国 税 ・ 地 方 税																	
	⑲ 社 会 保 険 料																	
	⑳ 納付可能資金 (⑯-⑰-⑱-⑲)																	
㉑ 納 付 予 定 額																		
生計費の計算※	家族構成		必要生活費	調整額	計	生計費の計算の説明												
	名 前	年令				続柄												

※個人事業所の場合記入を要する。

年金事務所記入欄

判定欄		所長	副所長	課長	担当者	所長意見(許可不許可に対する意見等)
許可	不許可					

調査様式第2号 見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）の
記載要領等

- 1 この見込納付能力調査表（最近の販売実績等を基とする調査用）は、帳簿等が整備され、最近の販売実績等が把握できる場合において、その実績を基とし各月の納付可能資金額を計算する場合に作成する。
- 2 各欄は、次により記載する。
 - (1) 「調査日」欄
原則として、申請に係る猶予期間の始期の前日を記載する。
 - (2) 「調査期間」欄
原則として、申請等に係る猶予期間を記載する。
なお、販売実績等から支払可能資金を推定するための基準となるべき期間（以下「基準期間」という。）は、原則として、調査日直前の3ヶ月とするが、決算状況等に応じ、適宜、調査の容易な期間によって差し支えない。
 - (3) 「①収益、②費用」欄
基準期間内における各月毎の収益、費用を勘定科目別に求めて記載する。この場合の収益、費用には、例えば貸倒引当金戻入金、減価償却費のように資金の収支を伴わないものを除いて記載し、また、所得計算上損金又は必要経費に算入される事業税、固定資産税等の地方税については「⑱地方税」欄に計上するときは、この欄に記載しない。
 - (4) 「③差引損益」欄
①－②の金額を記載する。
(注) この欄にいう損益は、基準期間中の実績のみについての損益であり、財務諸表上の損益とは必ずしも一致しないことに留意する。
 - (5) 「④臨時的な収益」欄
法人の場合には、私財提供益、債務免除益等を記載し個人の場合には、退職所得山林所得、一時所得又は雑所得等を記載する。
 - (6) 「⑤臨時的な費用」欄
法人の場合には、災害損失金等を記載し、個人の場合には、必要経費に算入した資産損失（所得税法第51条参照）等を記載する。
また、経常的な費用のうち、費用として認めることが適当でないものがあるとき（納付能力調査実施要領3の（1）の②参照）は、その金額もこの欄に含めることとする。
 - (7) 「⑧基準期間中の売掛債権の増減」欄及び「基準期間中の買掛債務の増減」欄
基準期間の期首と期末における売掛債権及び買掛債務の増減差額をそれぞれ

回転率等から残高見込の計算をして差支えない。

また、この方法により計算した場合には、「指数の説明及びその他参考事項」欄に計算式を記載すること。

なお、期間期首の金額と期末の金額との間に、大差がないと認められるときは、この欄の記載を省略しても差し支えない。

ア. 期末における売掛債権

$$\text{当期売上見込額(仕入見込額)} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{前期期首売掛債権} \\ \text{(買掛債務)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{前期期末売掛債権} \\ \text{(買掛債務)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}}{\text{前期売上高(仕入高)}}$$

イ. 期末における買掛債権

$$\text{前期期末売掛債権(買掛債務)} \times \text{売上伸び率(仕入伸び率)}$$

(注) 売上伸び率は、調査日前の一定期間における販売額の対比により求めたものを利用する。なお、帳簿等からの計算が困難であるときは、納付義務者からの聴き取り等により、おおむね妥当と認められる増減率によって差し支えない

(8) 「⑩差引支払可能資金」欄

⑧基準期間中における売掛債権等の増減額の加算、減算は次による。

イ 資産科目の増加額は減算し、減少額は加算する。

ロ 負債科目の増加額は加算し、減少額は減算する。

(9) 「季節的に販売高等の変動の著しい場合の季節別(月別)支払可能資金額の計算」欄

季節的に販売高等の変動が著しい業種については、季節別の資金繰りの状況に応じて履行しやすい納付計画を立てるため、業態の特徴、売上及び仕入の季節的なすう勢を参考として、次により月別の資金指数に応じた各月の支払可能資金を算出して記載する。

$$\text{月平均支払可能資金} \times \frac{\text{その月の指数}}{\text{月平均指数}}$$

(注) 1 各月の月別資金指数は、普通の月を100とした場合のそれぞれの指数とする。

2 月別資金指数をどのように定めるかによって、納付計画が大きく左右され、ひいては不履行の原因ともなるので、過去の資金状況等を参考として、正確性を図るほか、特に弊害がない限り、納付義務者の申出に近い指数により支払可能資金額を求めて確実に履行させることを考慮する。

なお、現金取引又は月末現金決済を行う業態等以外の業態にあつては、販売等とそれに伴う資金の取得には、時間的に相当のずれが生ずるから、月別資金指数の算定に当つては十分に注意する。

3 計算例

	月別資金指数
普通の月（ 4、5、10、11月）	100
良好の月（ 12、1、2、3月）	150
不良の月（ 6、7、8、9月）	50
「㉑月平均支払可能資金」	500 千円
月平均指数	
$\frac{100 \times 4 + 150 \times 4 + 50 \times 4}{12} = 100$	
各月支払可能資金	
普通の月 500 千円 × $\frac{100}{100}$	= 500 千円
良好の月 500 千円 × $\frac{150}{100}$	= 750 千円
不良の月 500 千円 × $\frac{50}{100}$	= 250 千円

(10) 「㉑支払可能資金」欄

㉑の月平均支払可能資金(季節的に販売高等の変動がある場合で調整したときは、調整後の金額)の金額を記載する。

(11) 「㉒生計費」欄(※個人事業所に限る)

生計費の額は、納付義務者及び納付義務者と生計を一にする者の数、一般的生計費の額を参考に妥当と認められる金額を記載する。

なお、生計費は、特別な事情がある場合にこれを考慮して調整すべき金額を加算又は減算した金額とする。

上記の特別の事情とは、納付義務者又は納付義務者と生計を一にする者の中に、老年者、身体障害者、長期間の病人等があつて、通常以上の生計費等が必要と認められる場合をいう。

また、冠婚葬祭等のため、あらかじめその支出について積立てている場合においては、妥当と認められる範囲で生計費に含めて差支えない。

(12) 「㉓臨時収入」欄

例えば、譲渡所得、山林所得等の臨時収入、不要不急資産の売却による収入、借入金、貸付金の回収による受入れ又は役員からの私財提供等が見込まれる金額を記載する。この場合において、不要不急資産等の売却、借入金又は役員若

しくは親族等からの贈与等が見込まれる時は、実現可能性について納付義務者と十分協議することに留意する。

なお、これらの明細は、「指数の説明及びその他参考事項」欄又は別紙に記載する。

(13) 「⑮臨時支出」欄

例えば、災害の復旧費、盗難等のため代替品の購入費、医療費等のうち、やむを得ない支出、事業維持のためのやむを得ない新型機械の買入れのための支出、従業員確保のためやむを得ない福利厚生費の支出又は債務の弁済（事業維持のためやむを得ないものに限る。）等が見込まれる金額を記載する。

なお、上記の費用等を借入金でまかなうこととしているときは、(12)の収入との間で所要の調整を行うことに留意する。

(14) 「⑰不足資金引当金」欄

「⑩差引」欄の金額が月によって赤字となることがあるが、その赤字が相当大きく不足資金を補てんするため引当金を考慮する必要がある場合には、その引当てすべき金額を記載する。

この引当金は、その赤字の月の直前の月の「⑩差引」欄の金額から引当てて、なお不足するときは、順次その前の月にさかのぼって引当てることとする（現在納付能力調査で一定のつなぎ資金を控除することによりその金額が留保されているが、事業運営のための資金繰りを考慮して今後もこれは計算外において留保を続け、不足資金は上記により引当てることとして取扱う。）。

なお、ある月の「⑩差引」欄の金額が赤字となる場合には、その月の前後の収支見込みを再検討して、借入金その他で調整の可能性の有無をの納付義務者と協議し、また、それらの調整を行ってもなお引当金が必要な場合においてこの納付計画の最初の月までさかのぼって引当てても不足する場合（納付能力調査実施要領2（2）《つなぎ資金》）のなお書により留保した資金があるときは、その資金を引当ててもなお不足する場合には、納付義務者の了承を受けて、そこで計算を打ち切ることとする（すなわち、赤字を生ずる月の翌月以後の納付能力に影響させないこととし、特にその打切額が大きい場合には、収支見込み自体が無理であるから再検討の上、所要の調整を行う。）

(15) 「⑱国税、地方税、㉑社会保険料」欄

原則として、将来発生見込みの国税等を記載するが、滞納中の国税・地方税等で、納付計画の定まっているものも含めて記載して差支えない。

なお、国税、地方税については、正確にその税額を把握するため、できるだけ納税通知書等によって確認するものとする。

(16) 「㊸納付予定額」欄

納付義務者から提出された納付見込額と「㊸納付可能資金」欄の金額を基として、納税者と協議した上、おおむね上記金額に近い額で具体的納付可能資金額を定め、その金額を記載する。